

広島県行政不服審査会が開催されたので、次のとおり開催記録を公表する。

平成三十年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 会議の名称

広島県行政不服審査会（平成二十九年度第一部会第五回）

二 開催日時

平成三十年三月二十二日 午前九時から午前十時三十分まで

三 開催場所

広島県庁北館第五委員会室

四 出席した委員

横藤田委員、酒井委員、椋委員

五 議事の概要

1 平成二十九年度諮問第四号事案について、答申に向けた審議を行い、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第八十一条第三項において準用する法第七十九条及び広島県行政不服審査会運営要領（平成二十八年六月二日施行。以下「運営要領」という。）の規定により、答申を行うことを決議した。

2 前項の答申について、行政不服審査法施行条例（平成二十八年広島県条例第二号。以下「条例」という。）第十一条の規定により、運営要領の規定による審査庁に対する答申書の交付を、広島県行政不服審査会事務局（以下「審査会事務局」という。）において処理することを決議した。

3 第一項の答申について、条例第十一条の規定により、法第八十一条第三項において準用する法第七十九条の規定による審査請求人に対する答申書の写しの送付及び答申の内容の公表を、審査会事務局において処理することを決議した。

4 平成二十九年度諮問第六号事案の審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行ったため、審査会事務局から当該調査結果の報告を行った。

5 前項の事案について、答申に向けた審議を行った。

6 第四項の事案の調査審議に当たり、法第八十一条第三項において準用する法第七十四条の規定による調査を行うことが必要と認めため、条例第十条第六項の規定により、これを行うための決議を行った。